

知財教育タスクフォースの運営について(案)

平成28年2月18日
知財教育タスクフォース座長決定

「知財教育タスクフォースの設置について」（平成28年2月17日知的財産戦略本部
検証・評価・企画委員会座長決定）第5項に基づき、知財教育タスクフォース（以下「タ
スクフォース」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

タスクフォース会合は公開とする。

2. 配付資料の公開について

タスクフォース会合で配付された資料は、同会合終了後速やかに公開する。ただし、
座長は、委員からの申出等により、公開することが相当でない認めるときは、これを
非公開とすることができる。

3. タスクフォースの結果について

タスクフォースの結果は、検証・評価・企画委員会において報告するものとする。